

令和８年度行方市観光ＰＲ看板設置工事 仕様書

１ 工事名

令和８年度行方市観光ＰＲ看板設置工事

２ 工事目的

本事業は、令和８年度中に予定している東関東自動車道水戸線の開通により、首都圏、北関東及び空港へのアクセスがこれまで以上に向上し、行方市への来訪者の増加が見込まれることから、観光客の満足を得られる観光資源や風景・風土、文化等と観光客の受け入れ環境を整備するため、市内に設置される行方インターチェンジ及び潮来行方インターチェンジ出口付近に、観光ＰＲ案内看板を設置するものである。

３ 工事期間

契約締結日の翌日から令和９年２月26日まで

４ 工事場所

行方市両宿1236-2付近（行方インターチェンジ出口付近市有地）

行方市石神1630-10付近（潮来行方インターチェンジ出口付近市有地）

５ 工事内容

工事目的及び仕様等に沿った観光ＰＲ看板の提案及び設置工事とする。

（１） 看板の製作

盤面、本体、支柱等を含めた総合的な仕様については、市と協議の上決定する。

ア 製作数 ２基

イ 規格及び品質

（ア） 規格 盤面サイズ 縦200cm×横300cm程度

（イ） 品質 防腐・防錆対策を施すなど、長期間の使用に耐えうるものとする。

ウ デザイン

（ア） 行方市を訪れる観光客が、当市のイメージを視覚的かつ直感的にわかりやすく示すものとする。

（イ） 遠方からでも視認性に優れるものとする。

（ウ） 既存の景観に配慮したものとする。

（２） 看板の設置

ア 設置工事

(ア) 工事準備

工事着工前に工程表を含む施工計画書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

(イ) 設置作業

設置作業は、安全対策を十分に行うこととする。

(ウ) 竣工書類の提出

工事終了後、速やかに竣工書類(竣工図、写真)を提出するものとする。

イ 工事に必要な許認可等の手続

交通規制等を行う場合は、関係機関と協議の上、申請等を行うものとする。

(3) その他本工事を実施する上で必要な関連業務

6 その他

- (1) 本工事の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。
- (2) 本工事を実施するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、契約が終了し又は解除された後も同様とする。
- (3) 受注者は、工作物が他社の所有権や著作権を侵害しないものとする。
- (4) 工事により設置した構造物にかかる一切の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者に譲渡するものとし、発注者及び第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 本工事の中で使用する技術等において、すでに第三者が著作権、所有権を有する場合、必要なすべての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (7) 工事完了後に、受注者の帰すべき理由により、工作物に不備等があった場合には、速やかに必要な補修等の措置を行い、これにかかる経費については受注者の負担とする。